

平成27年度

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

と き 平成28年3月24日（木）15：00～

ところ 山陽小野田市役所本館3階 大会議室

目 次

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿	1
市内の障がい者の現状	2
第3期計画の実績と第4期計画の進捗状況	6
障がい者を取り巻く環境の変化	22
平成27年度主な事業の実施状況	24
平成28年度の新たな取組	26
山陽小野田市における障害を理由とする差別の解消の推進に 関する対応要領(案)	27
山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則	34

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿

（任期：平成２６年１１月１日～平成２８年９月３０日）

No.	委員氏名		所属機関・団体名称
1	植 木 亨		山陽小野田市社会福祉事業団 のぞみ園
2	上 村 篤 子		山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会
3	岡 村 洋 子		障害者就業・生活支援センター
4	河 口 軍 紀		山陽小野田市民生児童委員協議会
5	工 藤 真 理		山陽小野田市肢体不自由児（者）父母の会
6	黒 瀬 桂 子		山陽小野田精神保健家族会（NPO法人あけぼの会）
7	小 柳 朋 治	副会長	山陽小野田市社会福祉協議会 グリーンヒル山陽
8	佐々木 勇 蔵		「山陽小野田市障害者協議会」
9	笹 村 正 三		山陽小野田市教育委員会学校教育課
10	澤 村 知 美		社会福祉法人神原苑 小野田障害デイサービスセンター
11	塩 田 賢 二		市民代表
12	白 澤 宏 幸	会 長	小野田医師会
13	徳 永 繁	（新）	宇部公共職業安定所
14	西 廣 美智子		市民代表
15	水 田 愛 子		山陽ボランティア連絡協議会
16	村 上 紘 一		厚狭郡医師会
17	矢 田 英 治		NPO法人山陽小野田市手をつなぐ育成会
18	和 田 千 鶴	（新）	小野田ボランティア連絡協議会

（５０音順）

【1】市内の障がい者の現状

1 障がい者手帳所持者の状況

各年度とも4月の数値で、平成22年度の人口比はH17国勢調査による市人口（66,261人）で、平成23年度以降人口比はH22国勢調査による市人口（64,550人）で算出しています。

(1) 身体障がい者の状況

① 「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年 度	22	23	24	25	26	27
所持者数(人)	2,769	2,768	2,784	2,812	2,845	2,809
市人口比(%)	4.18	4.29	4.31	4.36	4.41	4.35

※平成27年4月 男性：1,257人(44.7%) 女性：1,552人(55.3%) 計2,809人

② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年 齢	22	23	24	25	26	27	
～5歳	10	11	8	11	10	6	0.2%
6歳～17歳	31	41	37	35	37	36	1.3%
18歳～59歳	472	498	471	433	451	378	13.5%
60歳～64歳	274	269	284	269	273	249	8.9%
65歳～	1,982	1,949	1,984	2,064	2,074	2,140	76.2%
合 計	2,769	2,769	2,784	2,812	2,845	2,809	100%

③ 等級別「身体障害者手帳」所持者数

(平成27年4月)(人)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	862	389	578	695	129	156	2,809
比率(%)	30.7	13.9	20.6	24.7	4.6	5.6	100

(2) 知的障がい者の状況

① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年 齢	程度	22	23	24	25	26	27	
18 歳未満	A	23	30	18	19	18	24	5.0%
	B	61	73	74	80	76	84	17.5%
	計	84	103	92	99	94	108	22.5%
18 歳以上	A	173	155	145	143	159	162	33.8%
	B	192	169	171	183	198	209	43.6%
	計	365	324	316	326	357	371	77.5%
合 計	A	196	185	163	162	177	186	38.8%
	B	253	242	205	263	274	293	61.2%
	計	449	427	408	425	451	479	100%
市人口比 (%)		0.68	0.66	0.63	0.66	0.70	0.74	

※平成 27 年 4 月 男性：276 人（57.6%）女性：203 人（42.4%） 計 479 人

(3) 精神障がい者の状況

① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年 齢	等級	22	23	24	25	26	27	
18 歳未満	1 級	1	1	0	0	0	0	0%
	2 級	0	0	1	2	1	2	0.6%
	3 級	1	2	5	9	10	11	3.3%
	計	2	3	6	11	11	13	3.9%
18 歳以上	1 級	94	89	95	104	88	79	23.5%
	2 級	97	108	112	143	155	163	48.5%
	3 級	35	40	38	49	61	81	24.1%
	計	226	237	245	296	304	323	96.1%
合 計	1 級	95	90	95	104	88	79	23.5%
	2 級	97	108	113	145	156	165	49.1%
	3 級	36	42	43	58	71	92	27.4%
	計	228	240	251	307	315	336	100%
市人口比 (%)		0.34	0.37	0.39	0.48	0.49	0.52	

※平成 27 年 4 月 男性：183 人（54.5%）女性：153 人（45.5%） 計 336 人

② 精神障がい者の医療状況

(各年度4月)(人)

区 分	22	23	24	25	26	27
市の精神通院 受給者数	605	694	741	844	872	894

2 「障害支援区分」審査判定の状況

「障害支援区分」は、区分6が重度で、区分1にいくほど軽度となり、日常生活上支援が必要ない場合は非該当となります。介護給付のサービスを利用する際には、「障害支援区分」の判定が必要となります。(同行援護を除く。)

判定方法は、まず聞き取りにより認定調査の一次判定結果及び特記事項を作成します。これに医師意見書を加えて、「障害支援区分審査会」に提出し、1合議体につき5名の委員により、3年以内の期間を定めて区分を認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

<「障害支援区分」の認定状況>

(平成28年1月)(人)

区 分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身 体	在宅者	0	2	3	7	12	10	7	41
	施設入所者	0	1	1	1	3	5	19	30
知 的	在宅者	0	5	14	30	25	22	13	109
	施設入所者	0	1	1	1	9	11	35	58
精 神	在宅者	0	4	18	9	5	0	0	36
	施設入所者	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	在宅者	0	11	35	46	42	32	20	186
	施設入所者	0	2	2	2	12	16	54	88
割 合	在宅者	0%	5.9%	18.8%	24.7%	22.6%	17.2%	10.8%	100%
	施設入所者	0%	2.3%	2.3%	2.3%	13.6%	18.2%	61.3%	100%

3 障がい者の雇用状況

障がい者の雇用状況について、平成20年度以前は旧小野田公共職業安定所管内（山陽小野田市、美祢市、楠町）の数値、平成21年度以降は公共職業安定所の統合により、宇部公共職業安定所管内の数値です。

「障害者法定雇用率」は、平成25年4月に1.8%から2.0%へ引き上げとなるとともに、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変更になりました。

さらに、「障害者雇用促進法」の改正により、平成30年4月から「障害者法定雇用率」の算定基礎に精神障がい者が加えられ、「障害者法定雇用率」の見直しが行われます。

なお、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などの支援を得て、一般就労に結びつくケースもあります。

公共職業安定所調（各年度6月）

年度	企業数 (箇所)	障がい者数 (人)	管内雇用率 (%)	県雇用率 (%)	国雇用率 (%)
18	33	113.5	1.67	2.08	1.52
19	34	124.5	1.78	2.17	1.55
20	35	107.5	1.75	2.22	1.59
21	130	482.0	1.82	2.22	1.63
22	124	489.0	1.90	2.28	1.68
23	135	544.5	1.89	2.24	1.65
24	141	551.5	1.88	2.28	1.69
25	173	567.5	1.80	2.33	1.76
26	166	618.5	1.99	2.46	1.82
27	159	588.0	1.93	2.51	1.88

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1人を2人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は1人を0.5人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は1人を1人とカウントしている。

【2】 第3期計画の実績と第4期計画の進捗状況

第3期計画における平成26年度の実績及び第4期計画の目標計画見込量について、平成27年度の進捗状況を分析・評価し、必要な見直しを図ります。

1 「障害福祉サービス」等の実績と進捗状況

(1) 「障害福祉サービス」

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問による介護や、通院等へ同行などの支援を受けるサービスです。

○ 居宅介護(障害支援区分1以上)

居宅において、入浴、排泄、食事の介護や家事など生活全般にわたる支援を行います。

<年間利用時間>

※ () は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	5,577 (39人)	5,863 (41人)	6,006 (42人)		7,425 (55人)	8,100 (60人)	8,775 (65人)
実績	5,852 (43人)	6,712 (49人)	6,490 (52人)	5,420 (52人)			

○ 重度訪問介護(障害支援区分4以上)

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援や見守りなどを総合的に行います。

<年間利用時間>

※ () は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	1,280 (1人)	1,280 (1人)	1,280 (1人)		1,280 (1人)	1,280 (1人)	1,280 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	467 (2人)			

○同行援護(身体介護なし:障害支援区分認定不要)

(身体介護あり:障害支援区分2以上)

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時においてその障がい者等に同行し、必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※()は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	640 (8人)	720 (9人)	800 (10人)		900 (9人)	1,000 (10人)	1,100 (11人)
実績	557 (7人)	673 (7人)	632 (6人)	538 (6人)			

○行動援護(障害支援区分3以上)

知的障がい者又は精神障がい者に、買い物や通院などで行動する際の危険を回避するために必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※()は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	360 (1人)	360 (1人)	360 (1人)		360 (1人)	360 (1人)	360 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

○「重度障害者等包括支援」(障害支援区分6以上)

常時介護を必要とし、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

<年間利用時間>

※()は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	4,380 (1人)	4,380 (1人)	4,380 (1人)		4,380 (1人)	4,380 (1人)	4,380 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

② 日中活動系サービス

現在の法体系では昼間のサービスと夜間のサービスをそれぞれ選んで利用することとなっていますが、日中活動系サービスはその名称のとおり、昼間の活動を支援するサービスです。

○生活介護(障害程度区分3以上※施設入所を伴う場合は区分4以上)

(50歳以上:障害程度区分2以上※施設入所を伴う場合は区分3以上)

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、食事、排泄等の介助を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	24,200 (110人)	24,860 (113人)	25,960 (118人)		30,800 (140人)	31,240 (142人)	31,680 (144人)
実績	26,485 (125人)	26,216 (124人)	30,789 (137人)	26,800 (139人)			

○自立訓練(機能訓練)

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	264 (1人)	264 (1人)	264 (1人)		264 (1人)	264 (1人)	264 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

○自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排泄、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。このサービスの利用期間は原則として2年間までとなっています。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	1,800 (10人)	1,080 (6人)	720 (4人)		1,500 (10人)	1,950 (13人)	2,400 (16人)
実績	1,971 (15人)	2,023 (13人)	947 (11人)	548 (6人)			

○就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動や職場体験等の活動の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着他の目に必要な相談等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	6,800 (34人)	6,200 (31人)	4,400 (22人)		6,696 (31人)	7,344 (34人)	7,992 (37人)
実績	6,128 (46人)	6,776 (51人)	6,457 (52人)	3,575 (33人)			

○就労継続支援(A型)

一般企業等での雇用が困難な障がい者に、雇用契約等により生産活動その他の活動の機会の提供等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	3,150 (14人)	4,050 (18人)	4,725 (21人)		4,876 (25人)	5,460 (28人)	5,850 (30人)
実績	2,687 (12人)	3,111 (17人)	3,612 (21人)	3,421 (23人)			

○就労継続支援(B型)

就労移行支援等を利用したが一般企業等への雇用が難しい障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	24,960 (104人)	29,520 (123人)	34,560 (144人)		25,500 (150人)	26,350 (155人)	27,200 (160人)
実績	21,425 (124人)	22,381 (146人)	23,952 (151人)	22,252 (152人)			

○療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話を行います。

<年間実利用人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	1	2	4		8	9	9
実績	5	7	7	7			

○短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	880 (11人)	960 (12人)	1,040 (13人)		1,440 (40人)	1,440 (40人)	1,440 (40人)
実績	480 (23人)	973 (31人)	1,114 (33人)	917 (35人)			

③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用されます。

○ 共同生活援助(グループホーム)

知的障がい者や精神障がい者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談や入浴・排泄・食事の介護等の援助を行います。

※平成26年度から、ケアホームはグループホームに統合されました。

<年間実利用人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	50	57	66		55	60	65
実績	50	50	52	49			

○ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間実利用人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	78	79	81		77	75	74
実績	82	80	84	84			

④ 相談支援

○ 計画相談支援

「障害福祉サービス」又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が、「障害福祉サービス」の支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、その後も厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

<年間実利用人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	21	40	61		432	442	452
実績	50	232	420	425			

○ 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業者が、住居の確保、その他地域移行支援のための活動に関する相談、地域移行のための「障害福祉サービス」事業所等への同行支援等を行います。

<年間実利用人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	2	2	2		10	10	10
実績	4	2	5	3			

○ 地域定着支援

居宅で単身で生活する障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

<年間実利用人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	2	2	2		5	5	5
実績	3	5	5	4			

(2) 障がい児支援

①「障害児通所支援」

○児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画					1,800 (15人)	1,920 (16人)	2,040 (17人)
実績	562 (5人)	1,268 (11人)	1,187 (17人)	1,064 (14人)			

○医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童を、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援や治療を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画					360 (1人)	360 (1人)	360 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

○放課後等デイサービス

学校教育法1条に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画					2,952 (30人)	3,148 (32人)	3,345 (34人)
実績	1,891 (25人)	2,486 (25人)	3,405 (31人)	3,599 (40人)			

○ 保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、その施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<年間実利用人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画					12 (1人)	12 (1人)	12 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	3 (1人)	3 (1人)			

② 「障害児相談支援」

「障害者自立支援法」の一部改正により、平成24年4月より、「障害児相談支援」が児童福祉法に位置づけられ、「障害児支援利用援助」および「継続障害児支援利用援助」が実施されています。

<年間実利用人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画					48	49	50
実績	8	16	55	58			

(3) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がい者等、障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、障がい者虐待の防止や早期発見のために関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

○ 相談支援事業所

市では、3障がいそれぞれの特性に応じた相談に応じられるよう、宇部市と共同で3か所の相談支援事業所に委託しています。

- ・「宇部市障害者生活支援センター・ぴあ南風」
- ・総合相談支援センター・ぷりずむ
- ・生活支援センター・ふなき

<年間相談件数>

※（ ）は実利用人数

年 度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計 画	2,110 (90 人)	2,000 (85 人)	1,790 (80 人)		800 (100 人)	800 (100 人)	800 (100 人)
実 績	1,651 (89 人)	1,843 (152 人)	494 (95 人)	393 (76 人)			

<相談件数の施設別内訳>

※（ ）は実利用人数

年 度	24	25	26	27 (H28.1月末)
ぴ あ	194	480	66	30
ぷりずむ	597	426	54	71
ふなき	860	939	374	292
計	1,651	1,843	494	393

上記のほか、市内での相談を受けられる体制づくりの強化として、主に障がい者については平成23年4月に「相談室のぞみ」として開所し、平成26年4月からは「指定特定相談支援事業所のぞみ」として指定を受け、相談支援専門員を増員させ「サービス等利用計画」の作成を含む相談にも対応し、機能の向上を図っています。

また、障がい児については「心身障害児簡易通園施設なるみ園」において「発達相談室スマイル」を開所し、療育を含めた相談に対応しています。

＜相談件数の施設別内訳＞ ※（ ）は実利用人数

年 度	24	25	26	27 (H28.1月末)
のぞみ	482 (73 人)	1,112 (84 人)	710 (102 人)	531 (54 人)
スマイル	427 (130 人)	451 (142 人)	398 (124 人)	383※ (107 人)

※平成27年12月末実績

② 意思疎通支援事業

意思疎通を図るために支援が必要な聴覚・言語障がい者等に、手話通訳又は要約筆記等の方法により意思疎通を図る手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

＜年間の手話奉仕員等の派遣回数＞ ※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	26 (10 人)	29 (11 人)	32 (12 人)		50 (20 人)	50 (20 人)	50 (20 人)
実績	43 (13 人)	58 (11 人)	68 (12 人)	37 (6 人)			

③ 日常生活用具等給付事業

重度障がい者の在宅での安心した生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行います。

＜年間の給付件数＞ ※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	1,141 (141 人)	1,172 (145 人)	1,203 (130 人)		1,300 (170 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)
実績	1,188 (139 人)	1,264 (164 人)	1,303 (137 人)	1,105 (129 人)			

※ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

<事業所数、年間の利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	8 か所 420 時間 (7 人)	8 か所 480 時間 (8 人)	8 か所 540 時間 (9 人)		9 か所 1,200 時間 (8 人)	9 か所 1,350 時間 (9 人)	9 か所 1,500 時間 (10 人)
実績	8 か所 798 時間 (6 人)	9 か所 929 時間 (10 人)	9 か所 984 時間 (9 人)	7 か所 619 時間 (6 人)			

⑤ 地域活動支援センター(かに工房)

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行います。

<一日当たりの利用人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	8	9	10		12	12	12
実績	11	12	11	11			

⑥ 訪問入浴サービス事業

障がい者のいる家庭に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより、障がい者の清潔と健康を保つことを目的としています

<年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)		50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)			

⑦ 日中一時支援事業

施設や学校の空き教室等を利用して、障がい者等の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練を行うことにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。近年は利用者が増え、実績が計画を上回っています。

<事業所数、年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	24 か所 2,650 回 (56 人)	24 か所 2,700 回 (57 人)	24 か所 2,750 回 (58 人)		29 か所 4,000 回 (80 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)
実績	24 か所 2,071 回 (59 人)	26 か所 3,789 回 (86 人)	25 か所 4,017 回 (119 人)	27 所 4,098 回 (131 人)			

⑧ 社会参加促進事業

○ ふれあい運動会の開催

市内の障がい者や高齢者が参加し、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、相互の交流とふれあいを助長することを目的とし、平成27年度においても社会福祉協議会と共同で実施しました。

(平成27年度参加者 628人)

○ 点字・声の広報等発行事業

市内のボランティアグループによる広報紙の朗読活動を支援しています。

点字による広報や広報の朗読テープは、ボランティアグループから直接届けられたり、市を通じて郵送されたりしています。

○ 奉仕員養成研修事業

市では手話奉仕員等養成講座を社会福祉協議会に事業を委託し実施しています。

<手話奉仕員登録者数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	30	30	40		40	40	45
実績	37	37	37	37			

<要約筆記奉仕員登録者人数>

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	30	40	40		20	20	20
実績	19	19	19	19			

⑨ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

<年間助成件数>

※（ ）は実利用人数

年度	24	25	26	27 (H28.1月末)	27	28	29
計画	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)		4 (4人)	4 (4人)	4 (4人)
実績	8 (8人)	2 (2人)	6 (6人)	5 (5人)			

2 「障害福祉サービス」等の数値目標の進捗状況

計画の重点目標である「入所から地域生活への移行の推進」と「施設から一般就労への移行の推進」について、平成29年度を目標年度として設定しています。

① 施設入所者の地域生活への移行

○第3期実績

◆数値目標

平成17年10月1日の施設入所者数（89人）を基準とし、平成26年度までの地域生活への移行者数：27人

【国基準：平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上】

◆実績：18人

<人数>

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
実績	3	2	1	2	10	0	0	0	0

○第4期計画

◆数値目標

平成25年度末の施設入所者（75人）を基準とし、平成29年度までの地域生活への移行者数：6人

【県基準：平成25年度末の入所者の7.7%以上】

<人数>

年度	27 (H28.1月末)	27～29 目標値
地域生活 移行者数	1	6

② 施設から一般就労への移行

○第3期実績

◆数値目標

平成17年度における施設から一般就労への移行者数（2人）を基準とし、
平成26年度における施設から一般就労への移行者数：8人

【国基準：平成17年度移行者数の4倍】

◆実績：10人

<人数>

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
実績	1	1	0	0	1	1	8	4	10

○第4期計画

◆数値目標

平成24年度における施設から一般就労への移行者数（8人）を基準とし、
平成29年度における施設から一般就労への移行者数：10人

【県基準：平成24年度移行者数の1.3倍】

<人数>

年度	27 (1月末)	29 (目標値)
一般就労 移行者数	9	10

【3】 障がい者を取り巻く環境の変化

1 平成27年度における制度改正

(1)「障害福祉サービス」等の報酬改定

福祉・介護職員の処遇改善や障がい児・者の地域移行・地域生活の支援、サービスの適正な実施等を基本的な考え方として報酬改定が行われました。

(2)難病の範囲拡大

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象になりました。

平成27年7月1日から対象となる疾病が151疾病から332疾病へ拡大されました。

2 今後の制度改正

(1)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）

施行日：平成28年4月1日

この法律は、障がいのある人となない人とが分け隔たられることなく、すべての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現するために制定された法律です。

国や地方の行政機関や民間事業者に向けて、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策の策定、推進を定めています。

○主な内容

1 障がい者に対する差別の禁止

国・地方公共団体及び民間事業者は、不当な差別的扱い（※1）をしてはならない。

2 合理的配慮の提供義務

国・地方公共団体は、合理的配慮（※2）をしなければならない。

3 苦情処理・紛争解決体制の整備

国・地方公共団体は、相談・紛争防止・紛争解決のための体制の整備をはかる。

※1 不当な差別的取り扱いとは、障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限すること。

※2 障がい者への合理的配慮に欠ける行為とは、障がいのある人の社会生活における行動を妨げる社会的障壁を取り除く配慮を怠ることをいい、負担になりすぎない範囲で、個別の対応をすることが求められている。障がいのある

人からなんらかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず対応しないことは、差別にあたる。民間事業者においては努力義務。

(2)「障害者の雇用の促進等に関する法律」(「障害者雇用促進法」)の一部を改正する法律

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が定められるとともに、精神障がい者を「障害者法定雇用率」の算定基礎に加える等の措置が講じられます。

○主要内容

◆施行日：平成28年4月1日

1 障がい者に対する差別の禁止

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する。

2 合理的配慮の提供義務

事業主に、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

3 苦情処理・紛争解決援助

事業主に対して、上記1、2についての雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。

さらに、上記1、2に係る紛争について、都道府県労働局長が必要な助言、指導又は勧告することができるものとするとともに、新たに創設する調停制度の対象とする。

◆施行日：平成30年4月1日

1 「障害者法定雇用率」の算定基礎の対象に、精神障がい者を追加

施行後5年間は猶予期間とし、精神障がい者の追加に係る「障害者法定雇用率」の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能。

【激変緩和措置の内容】

○平成25年4月1日～平成30年3月31日

身体障がい者・知的障がい者を算定基礎とした率(2.0%)

○平成30年4月1日～平成35年3月31日

身体障がい者・知的障がい者を算定基礎として計算した率と、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を算定基礎として計算した率との間で政令で定める率

○平成35年4月1日以降

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を算定基礎として計算した率

【4】平成27年度主な事業の実施状況

1 「障害福祉サービス」の充実

○山陽小野田市自立支援協議会「定例会」の開催

毎月第1木曜日（祝日の場合、第2木曜日） 市役所会議室

○障がい福祉情報の提供

障がい福祉に関する情報やサービスについて、制度の周知や利用促進

◆「障がい福祉のしおり」の発行：障がい福祉に関する情報やサービス掲載した冊子を作成し、障がい者手帳交付時に配布・説明し、手続きを行っています。また、本庁、山陽総合事務所その他各支所のほか、図書館にも設置しています。

◆市広報に障がい福祉に関する情報やサービスについて、定期的（4月、7月、10月、1月）及び随時に掲載しています。

◆神原苑小野田障害デイサービスセンターでの研修に講師として職員を派遣しています。

○山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担金について市単独助成の継続

平成21年7月から山口県が導入した重度心身障がい者医療の一部自己負担金制度（1月1レセプト当たり通院500円、入院2,000円）について、利用者の医療機関の受診控えや健康維持への影響を懸念し、自己負担分を市が単独助成を行っています。平成27年度も継続実施するとともに、県へ一部自己負担金制度の撤回を要望しています。

2 就労・自立・社会参加の促進

○福祉タクシー券増加の継続

障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を目的とした福祉タクシー利用助成事業の充実のため、平成21年10月から1人当たり12枚増加しています。平成27年度も継続して実施しています。

◆福祉タクシー券：1人1冊60枚

（人工透析のための通院者には通院回数により年間5冊まで追加交付あり）

○障がい者スポーツの推進

障がいの有無に関わらず、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう地域の障がい者スポーツの支援を行っています。

◆第15回キラリンピック・第15回全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への出場支援（参加者：キラリンピック2名 選考会3名）

○ふれジョブ定例会参加

宇部ふれジョブの会・報告会に参加し、山陽小野田市の障がい児がふれジョブに取り組めるよう支援しています。

3 安心して暮らせる地域づくり

○「障害者虐待防止センター」の設置

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行っています。

○「障害者週間」の啓発（「障害者週間」：12月3日から12月9日まで）

障がいや障がい者への正しい理解と認識の普及を図るため、市役所ロビーに、障がい者の作品を展示しました。

◆展示期間 12月14日から12月28日まで

参加事業所 みつば園、まつば園、のぞみ園、なるみ園、かがやき、くるほ、グリーンヒル山陽、かに工房、神原苑小野田障害デイサービスセンター

○精神保健福祉講座の継続実施

根強く残る精神障がいに対する社会的偏見を除去するため、精神疾患等に関する正しい知識の普及を図ることを目的として実施しました。

平成27年度は、精神疾患を持つ人が地域で安心した生活を送れるように、地域でできるサポートについて理解を深め、支援につなげることを目標に、関心のある方を対象として実施しました。

◆開催日

平成28年3月2日（水） 参加者 59名

講義：こころの病をもつ人にやさしい地域づくりを目指して

講師：元宇部フロンティア大学講師 宮崎 博子氏

4 多様な障がいへの支援

○宇部総合支援学校の進路相談会参加

3年生について、6月に進路相談会に、3月までに進路確認会に参加し、卒業後の進路について支援、手続きを行っています。

【5】平成28年度の新たな取組

○「障害者差別解消法」推進事業

「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されることから、市では以下の取組みを行います。

- ◆「山陽小野田市障害者差別解消支援地域協議会」を設立
- ◆差別に関する相談窓口を明確にするため、障害福祉課に相談窓口を設置
- ◆市民の障がいに関する理解促進のための普及啓発活動を実施
山口県が推進する「あいサポート運動」と連動し、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の養成に向けた研修を行います。
- ◆点字版の「障がい福祉のしおり」等の作成
- ◆不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、職員が適切に対応するための職員対応要領を作成

○地域生活支援事業 日常生活用具給付事業の拡充

重度障がい者の在宅での安心した生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行う日常生活用具給付事業について、給付用具の拡充等を行います。

◆「地上デジタル放送対応ラジオ」

アナログ放送の終了により、FMラジオによるアナログテレビの音声の聴取はできなくなり、ラジオによってテレビからの情報を取得してきた視覚障がい者はテレビからの情報が取得できなくなったことに対応するため、給付対象用具に地デジ対応ラジオを追加します。

基準額：29,000円

対象者：聴覚障がい2級以上のもの

◆「点字ディスプレイ」

現在の給付対象者は、視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度重複障がい者であり、視覚障害のみでは給付の対象外となっていますが、点字ディスプレイは、重度の視覚障害のみを持つ障がい者にとって、利便性の高い用具であるため、視覚障害1級のみの障がい者についても対象者に追加します。

基準額：383,500円

対象者：視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の重度重複障がい者又は視覚障害1級のもの

○「障害福祉サービス」利用者アンケートの実施

第5期山陽小野田市障がい福祉計画の作成に向け、アンケートを実施します。

※上記の事業実施は、平成28年度予算の議決が前提となります。

山陽小野田市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、山陽小野田市職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいという。以下この要領において同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。（次条において同じ。）

（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（監督者の責務）

第4条 職員のうち、職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がい者を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がい者を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がい者を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 職員による障がい者を理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、山陽小野田市に相談窓口を置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等で活用することとする。

(研修・啓発)

第6条 障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

別紙

山陽小野田市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項（案）

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。山陽小野田市においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び山陽小野田市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- 障がい者を理由に窓口対応を拒否する。
- 障がい者を理由に対応の順序を劣後させる。

- 障がい者を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障がい者を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がい者を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、山陽小野田市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がい者からの意思表示のみでなく、障がいにより本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 山陽小野田市がその事務又は事業の一環として実施する事務を事業者へ委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせず拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だ

けに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や筆談といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある委員や知的障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たり、職員等が委員の障がいの特性にあったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障

がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。

- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 山陽小野田市の敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障がい者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者の同席を認める。

山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成 18 年 7 月 27 日

規則第 41 号

改正 平成 21 年 8 月 14 日規則第 35 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 18 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 30 号

平成 27 年 12 月 17 日規則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 30 号）第 3 条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員会の委員は、18 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月14日規則第35号）

この規則は、平成21年10月10日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第30号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。